

# 第19回環境フォーラムきょうとに係る企画・運営等業務仕様書

## 1 委託業務名

第19回環境フォーラムきょうとに係る企画・運営等業務

## 2 業務期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

## 3 業務の目的

本市では、平成23年3月に策定した「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」に「啓発や環境教育の効果的な実施」を掲げ、市民の産業廃棄物処理に対する理解と認識をより一層高めていくこととしている。

市民を対象としたイベントである「環境フォーラムきょうと」は、公益社団法人京都府産業廃棄物協会（以下「協会」という。）との共催で平成12年度から毎年実施しており、本年度においても「第19回環境フォーラムきょうと」（以下「イベント」という。）を次のような視点を踏まえて実施するものである。

(1) 次のことを分かりやすくアピールすること。

ア 産業廃棄物とは何か。また、どのように処理されているか。

イ 産業廃棄物の適正処理等が市民生活に身近で大切な問題であること。

ウ 多くの産業廃棄物がリサイクルされていること。

エ 多くの事業者が産業廃棄物の適正処理の確保やリサイクル等の推進に取り組んでいること。

(2) 今後のまちづくりを担う小学生を含めた家族が参加できる企画を行うこと。

(3) 日常生活の中で、ごみ問題やその他の環境問題（地球温暖化、公害、生態系の破壊など）について考えるきっかけをつくること。

## 4 イベントの開催日時及び会場

(1) 実施日時

平成31年3月2日（土） 10時～15時

(2) 会場（平面図（概要）は別紙1参照。詳細は会場に確認すること。）

イオンモール KYOTO 4F 「Koto ホール」(340.18 m<sup>2</sup>)

※ 当日の会場は仮予約中（午前6時から午後10時まで）である。なお、隣接する「南区暮らしの工房館」（144.44 m<sup>2</sup>）を控室等として使用することを見込んでいる。

## 5 委託業務の内容

イベントに関する以下の事項

(1) 総括的業務（企画立案、レイアウト、業務計画書の作成、調整・スケジュール管理、実施報告書の作成など）

(2) 会場の設営・撤去（展示ブース、看板、資器材、装飾など）

(3) 運営（司会者・スタッフ5人以上の配置、運営マニュアルの作成など）

(4) 広報（ポスター・チラシの作成・配布、会場とタイアップした広報、メディアを通じた広報など）

(5) その他これらに付随する業務

※ 会場の設営・撤去に係る本市車両（1台分）の駐車スペースの確保（終日）を含む。

## <特記事項>

### ① 企画内容

ブース企画とステージ企画両方を同一会場内で実施することを想定している。昨年度も同様に実施しており、企画概要等は別紙2のとおりである。

#### (i) ブース企画

協会会員等によるパネル展示は必須であり、数は15程度を見込んでいる。また、産業廃棄物処理工程全体（分別、中間処理、リサイクル又は埋立処分まで）を紹介する、小学生向けの参加型企画を中心とした提案（参加者への記念品の配布等を含む。）をすること。

なお、過去に作製した以下のものは、使用可能である。

- ・「さんぱい巨大すごろく」のセット（サイズ調節可能、5m×5m～10m×10m）
- ・「さんぱいカルタ」（A4サイズ、18セット）
- ・「さんぱいキャラクタースタンプ」（18種類）

#### (ii) ステージ企画

集客力の見込める企画を提案すること。また、(i)と連携させる工夫を示すこと。

なお、本市が平成25年度から実施している「産廃チェック制度」（概要は別紙3のとおり）に関して、制度の周知又は優良認定事業者の紹介などを企画内容に含め（所要時間：40分程度）、全体のスケジュールを示すこと。

これら以外についても、業務の目的を踏まえ、積極的な提案をすること。また、会場の動線（出入口の使い方など）についても提案すること。

### ② 当日のスタッフ

本市及び協会から管理、運営のため、10名程度のスタッフの配置は可能である。

### ③ 集客

1,300人の集客を目標とする。（参考：前回の来場者数は963人）

企画内容の工夫、事前の広報、当日の誘導などにより集客を確保すること。来館者数の多い商業施設で開催することから、他フロアからの回遊者の確保に留意すること。

### ④ 実施報告書

イベントの実施結果について、効果や改善すべき点も把握できるよう参加者へのアンケートなどを用いて作成するものである。

報告書は、電子データで納品すること。電子データのファイル形式は、ワード・エクセル・PDFとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議のうえ決定すること。

## 6 委託金額の上限等

委託金額（本市との契約額）の上限は1,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、会場使用料はこれに含まない。

### <特記事項>

会場使用料及び追加的な企画等については、別途、協会と契約することとなる。協会との契約にあっては、1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）まで計上することができるものとする。

## 7 その他

- (1) 主催者（本市及び協会）との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、主催者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 最終的な企画内容等については、主催者と協議のうえ決定する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 別に定める「京都市エコイベント実施要綱」（平成22年10月16日施行）に従い、企画運営を行い、特にイベント全体において、ごみの発生抑制に努めること。（京都市のエコイベントの取組 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000082881.html>）